

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順(メール等の場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■メールの記載例

宛先: xxxx@xxxx.co.jp
 件名: クーリング・オフ通知
 ○○株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 ○○株式会社○○営業所
 担当者 ○○○○氏

支払った代金○○○○○○円を返し、商品を引き取ってください。

令和○年○月○日
 長野県○市○町○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

長野市	長野市消費生活センター 026-224-5777 ※信濃町、飯綱町、高山村、小川村を含む	小諸市	小諸市消費生活センター 0267-31-5100	塩尻市	塩尻市消費生活センター 0263-52-0280(内線1129)
松本市	松本市消費生活センター 0263-36-8832	伊那市	伊那市消費生活センター 0265-96-8165 ※辰野町、箕輪町、南箕輪村を含む	佐久市	佐久市消費生活センター 0267-62-7501
上田市	上田市消費生活センター 0268-75-2535	駒ヶ根市	駒ヶ根市消費生活センター 0265-83-2377 ※飯島町、中川村、宮田村を含む	千曲市	千曲市消費生活センター 026-274-0820
岡谷市	岡谷市消費生活センター 0266-23-4811(内線1228)	中野市	中野市消費生活センター 0269-22-2201	東御市	東御市消費生活センター 0268-75-2410
飯田市	飯田市消費生活センター 0265-22-4530	大町市	大町市消費生活センター 0261-26-3225 ※池田町、松川村、白馬村、小谷村を含む	安曇野市	安曇野市消費生活センター 0263-71-2100
諏訪市	諏訪市消費生活センター 0266-52-8199	飯山市	飯山市消費生活センター 0269-67-0726(市民環境課直通)	下諏訪町	下諏訪町消費生活センター 0266-27-1111(内線146)
須坂市	須坂市消費生活センター-特殊詐欺被害防止センター 026-213-7188	茅野市	茅野市消費生活センター 0266-75-8188 ※富士見町、原村を含む		

詳細につきましては、お近くの市町村にお問い合わせください。
このリーフレットについてのお問い合わせ[長野県県民文化部くらし安全・消費生活課] ☎026-235-7286 令和6年12月作成



悪質商法かも!?! 勧誘されたら188番

楽しく稼げる

サイドビジネス 商法

簡単にもうかる

マルチ商法

今日だけ割引

美容に関するトラブル



関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン



お近くの消費生活相談窓口 につながります **消費者ホットライン 188**

長野県消費生活センター

北信☎026-217-0009 中信☎0263-40-3660
南信☎0265-24-8058 東信☎0268-27-8517



※長野県消費生活センターは令和7年4月から一箇所への集約を検討しています。令和7年4月以降に県センターへご相談いただく際は「長野県消費生活情報」にて電話番号をご確認ください。https://www.nagano-shohi.net/

長野県消費生活情報

検索



ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったら、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!

契約前によく考えて!

緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思いい依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策しておく。

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。